



平成 22 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社リロ・ホールディング
代表者名 代表取締役社長 土屋 真
(J A S D A Q ・ コード 8 8 7 6)
問合せ先 専務取締役 門田 康
電 話 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4

自己株式の処分及び株式の売出しに関するお知らせ

平成 22 年 5 月 21 日開催の当社取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第二部への上場承認をいただいております。詳細につきましては、本日付当社開示資料「東京証券取引所市場第二部上場承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【自己株式の処分及び当社株式の売出しの目的】

当社株式が株式会社東京証券取引所に上場されることに伴い、今般、自己株式の処分及び当社株式の売出しを実施することといたしましたが、これは自己株式の処分により得られる手取金を借入金の返済に充当する（下記「3. 調達資金の使途」をご参照下さい。）ことを目的にしている他、当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を狙いとしたものであります。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

(1)	募集株式の種類及び数	普通株式 700,000 株
(2)	払込金額の決定方法	日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 22 年 6 月 1 日(火)から平成 22 年 6 月 4 日(金)までの間のいずれかの日（以下、「処分価格等決定日」という。）に決定する。
(3)	募集方法	一般募集とし、大和証券キャピタル・マーケット株式会社、野村證券株式会社、日興コーディアル証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び高木証券株式会社（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、処分価格等決定日における株式会社大阪証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
(5)	申込期間	処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
(6)	払込期日	平成22年6月11日(金)
(7)	受渡期日	平成22年6月14日(月)
(8)	申込株数単位	100株
(9)	払込金額、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(10)	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

(1)	売出株式の種類及び数	普通株式 1,200,000株
(2)	売出人	佐々田 正徳 1,200,000株
(3)	売出価格	未定(処分価格等決定日に決定する。なお、前記「1. 公募による自己株式の処分(一般募集)」における処分価格(募集価格)と同一の金額とする。)
(4)	売出方法	引受人に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は前記「1. 公募による自己株式の処分(一般募集)」における払込金額と同一の金額とする。
(5)	申込期間	前記「1. 公募による自己株式の処分(一般募集)」における申込期間と同一とする。
(6)	受渡期日	平成22年6月14日(月)
(7)	申込株数単位	100株
(8)	売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(9)	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(後記<ご参考>1.を参照のこと。)

(1)	売出株式の種類及び数	普通株式 200,000株 なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、前記「1. 公募による自己株式の処分(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で処分価格等決定日に決定する。
(2)	売出人	大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
(3)	売出価格	未定(処分価格等決定日に決定する。なお、前記「1. 公募による自己株式の処分(一般募集)」における処分価格(募集価格)と同一の金額とする。)
(4)	売出方法	大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が、前記「1. 公募による自己株式の処分(一般募集)」及び「2. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」における需要状況を勘案した上で、当社株主より借受ける当社普通株式について追加的に売出しを行う。

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(5)	申 込 期 間	前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における申込期間と同一とする。
(6)	受 渡 期 日	平成 22 年 6 月 14 日(月)
(7)	申込株数単位	100 株
(8)	売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(9)	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

4. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. を参照のこと。）

(1)	募 集 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式 200,000 株
(2)	払 込 金 額 の 決 定 方 法	処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」における払込金額と同一の金額とする。
(3)	申 込 期 日	平成 22 年 7 月 6 日（火）
(4)	払 込 期 日	平成 22 年 7 月 7 日（水）
(5)	割 当 先	大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社
(6)	申込株数単位	100 株
(7)	上記（3）記載の申込期日までに申込みのない株式については、処分を取止める。	
(8)	払込金額、その他本第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。	
(9)	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。	

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の 700,000 株の公募による自己株式の処分（以下、「一般募集」という。）及び 1,200,000 株の引受人の買取引受けによる売出し（以下、「引受人の買取引受けによる売出し」という。）にあたり、その需要状況を勘案し、200,000 株を上限とする当社普通株式の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況を勘案し、200,000 株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、当社は平成 22 年 5 月 21 日（金）開催の取締役会において、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しとは別に大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を割当先とする当社普通株式 200,000 株の自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）を平成 22 年 7 月 7 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成 22 年 7 月 2 日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所において当社普通株式の買付け

ご注意：この文書は、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケット株式会社との判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当による自己株式の処分に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当による自己株式の処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当による自己株式の処分における最終的な処分株式数がある限度で減少し、又は処分そのものが全く行われぬ場合があります。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	900,480株	(平成22年3月31日現在)
(2) 一般募集による処分株式数	700,000株	
(3) 一般募集後の自己株式数	200,480株	
(4) 第三者割当による処分株式数	200,000株	(注)
(5) 第三者割当後の自己株式数	480株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の一般募集による差引手取概算額1,142,000,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限326,900,000円と合わせた手取概算額合計上限1,468,900,000円について、平成23年3月までに長期借入金の返済に全額を充当する予定であります。返済する予定の長期借入金は、平成20年10月及び平成21年12月の日本ハウズイング株式会社の株式取得並びに平成22年1月の株式会社東都の株式取得を行った際の借入金の一部であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金を借入金の返済に充当することにより、財務安定性の向上及び財務基盤の強化に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要課題の一つとして考え、連結業績に連動した配当とすることを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記方針に基づき、継続的な成長を実現するための投資や財務体質の強化といった観点とのバランスを図りながら、利益還元を進めてまいります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、継続的な成長を実現すべく、新規事業など積極的に有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
1株当たり連結当期純利益	138.79円	128.23円	186.94円
1株当たり年間配当金 (内、1株当たり中間配当金)	34円 (—)	37円 (—)	45円 (—)
実績連結配当性向	24.5%	28.9%	24.1%
自己資本連結当期純利益率	18.1%	14.7%	18.9%
連結純資産配当率	4.4%	4.3%	4.6%

- (注) 1. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益を自己資本(期首自己資本と期末自己資本の平均)で除した数値です。
2. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を純資産(期首1株当たり純資産と期末1株当たり純資産の平均)で除した数値です。
3. 平成22年3月期の年間配当については、平成22年5月12日付「平成22年3月期決算短信」にて、1株当たり45円とする旨を発表しております。
4. 平成22年3月期の数値は未監査の財務諸表に基づいております。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式のストックオプション(平成14年6月27日・平成16年6月25日・平成17年6月24日定時株主総会決議分)並びに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権方式のストックオプション(平成20年6月26日・平成21年6月25日定時株主総会決議分)を発行しております。当該制度の内容は次の通りであります。なお、発行済株式総数(15,158,720株)に対する下記の新株式発行予定残数の比率は4.15%となる見込みです。

(平成22年4月30日現在)

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の行 使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成14年6月27日	140,800株	1,525円	763円	自平成16年7月1日 至平成24年6月26日
平成16年6月25日	130,400株	1,705円	853円	自平成18年7月3日 至平成26年6月24日
平成17年6月24日	84,500株	1,541円	771円	自平成19年7月2日 至平成27年6月23日
平成20年6月26日	54,800株	1,313円	657円	自平成23年7月26日 至平成25年7月25日
平成21年6月25日	218,500株	1,281円	641円	自平成23年7月26日 至平成25年7月25日

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期	平成23年3月期
始 値	2,820 円	1,280 円	730 円	1,549 円
高 値	2,840 円	1,967 円	1,596 円	1,810 円
安 値	999 円	685 円	709 円	1,420 円
終 値	1,280 円	722 円	1,547 円	1,465 円
株価収益率 (連結)	9.22 倍	5.63 倍	8.28 倍	—

- (注) 1. 株価は、平成20年3月期から平成22年3月期までに関しては株式会社ジャスダック証券取引所（現株式会社大阪証券取引所）、平成23年3月期に関しては株式会社大阪証券取引所におけるものであります。
2. 平成23年3月期の株価については、平成22年5月20日現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり連結当期純利益（平成22年3月期の数値は未監査）で除した数値であります。

以 上